いちき串木野市指定給水装置工事事業者　確認事項調査票

：

代表者氏名：

郵便番号：

住所：

電話番号：

１．水道事業者が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去５年間）

|  |
| --- |
| 受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）  （公表：　可 ・ 不可 ） |
| 年　　　月　　　日　　　・　　未受講 |
| （未受講の場合、その理由）　※非公表 |

２．指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |  |
| --- | --- |
| ①営業日、営業時間、休業日（公表：　可 ・ 不可 ）  ※営業日、営業時間外の修繕対応についてもご記入ください。 | |
| 営業日：  営業時間：  休業日： | 営業日、営業時間外の修繕対応： |
| ②漏水等修繕対応可能箇所（該当部にチェックをしてください。）（公表：　可 ・ 不可 ） | |
| □屋内給水装置の修繕  □埋設部の修繕  □修繕対応不可 | □その他（自由記載） |
| ③対応工事種別（該当部にチェックをしてください。）（公表：　可 ・ 不可 ） | |
| □配水管からの分岐 ～ 水道メーター：　□新設　・　□改造  □水道メーター ～ 宅内給水装置：　□新設　・　□改造 | |
| ④その他　（公表：　可 ・ 不可 ） | |
| 緊急時連絡先：  メールアドレス： | |

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。公表を可としていても公表しないことがあります。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに上下水道課に届け出るようお願いします。

３．給水装置工事主任技術者等の研修受講実績

※過去５年以内で給水装置工事主任技術者等の研修受講実績を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名 | 研修会名・実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記の内容（受講者名以外）の公表の可否　（公表：　可 ・ 不可 ）  〇公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。公表を可としていても公表しないことがあります。 | | |

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社研修については、『研修会名・実施団体』欄に研修内容を記載してください。（受講を証明する書類等の添付の必要はありません。）

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

◎水道法施行規則

第三十六条　法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

四　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

４．適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等

※配水管からの工事を施工しない場合は、次のチェック欄にチェックをしてください。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

※過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況を記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 技能（経験）を  有する者の氏名 | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか  （〇・×を記入） | 資格等を有しているか（〇・×を記入） | | 工事年度 |
|  | 保有している資格等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記の内容（受講者名以外）の公表の可否　（公表：　可 ・ 不可 ）  〇公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。公表を可としていても公表しないことがあります。 | | | | |

※「保有している資格等」の欄には、①～④の保有資格等の波線部分を記載してください。また、そのことを証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

①水道事業者等によって行われた試験や講習会により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

②職業能力開発促進法第44条に規定する、配管技能士

③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

※過去１年以内に実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

◎水道法施行規則

第三十六条　法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

二　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。